

Q 引っ越して3カ月経っていないけど、投票するにはどうしたらいいの？

旧住所地で投票できます！

投票日当日に、旧住所地の投票所に行って投票することができます。
また、投票日前でも、旧住所地の期日前投票所に行って投票することができます。

Q 旧住所地に行けない場合はどうしたらいいの？

不在者投票という方法があるんです！

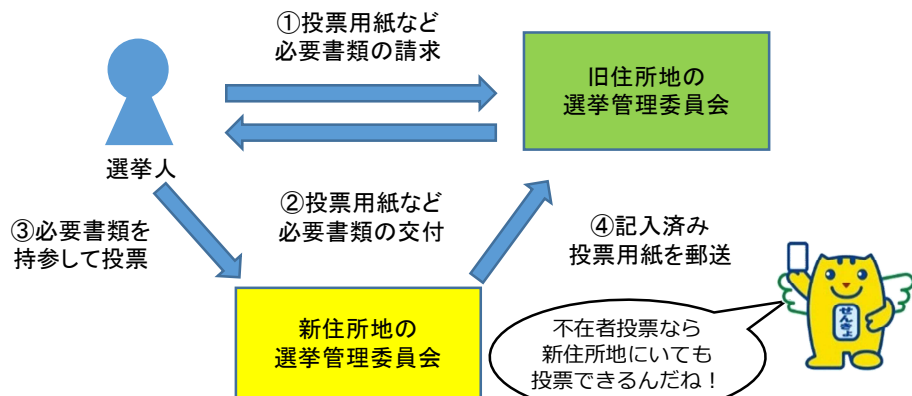
選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合は、不在者投票という制度を活用することができます。

不在者投票の手続

- ① 旧住所地の市区町村の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。
- ② 交付された投票用紙などを持参して、新住所地市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

【注意】不在者投票は、書類のやりとりを郵送で行うため、手続きに時間がかかりますので早めに請求してください。

不在者投票の流れ



※不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。
※詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

右の請求書を切り取って、旧住所地の選挙管理委員会に封書で郵送してください。

請求書(兼宣誓書)

私は、平成31年 月 日執行の参議院議員通常選挙の当日、次の不在者投票の理由に該当する見込みです。
なお、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

【理由（該当する理由の口をチェックしてください。）】

- 仕事、学業、その他（ ）に従事
- 用事、レジャー等のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在
- 病気、負傷、出産、身体障害等のため歩行が困難
- 交通至難の島等（ ）に居住・滞在
- 住所移転のため、他の市区町村に居住
- 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

上記は、真実であることを誓います。

平成.....年.....月.....日

(請求先)

.....選挙管理委員会委員長

送付先	〒 -
電話番号	- -
選挙人名簿に記載されている住所(旧住所地)	〒 -
フリガナ	
選挙人氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
現住所	(送付先と異なる場合に記載してください。) 〒 -
備考	